

岩手県告示第30号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定した。

平成25年1月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

氏名	診療科名	勤務先	所在地	指定年月日
渡部 和近	内科	イーハトーブ病院	花巻市	平成24年12月28日
湯川 宏胤	脳神経外科及び神経内科	ゆかわ脳外科	花巻市	〃
米田 真也	泌尿器科	岩手県立胆沢病院	奥州市	〃
佐藤 芳邦	外科	奥州病院	奥州市	〃
吉田 孝司	内科	一関市国民健康保険藤沢病院	一関市	〃
上村 卓嗣	外科	岩手県立大船渡病院	大船渡市	〃
関根 祐樹	外科	岩手県立大船渡病院	大船渡市	〃
長沼 雄二郎	循環器内科	岩手県立大船渡病院	大船渡市	〃
三浦 禎司	外科	岩手県立大船渡病院	大船渡市	〃
横澤 友樹	外科	岩手県立大船渡病院	大船渡市	〃
今津 正史	外科	岩手県立釜石病院	釜石市	〃